

平成30年第4回美幌町議会臨時会会議録

平成30年 5月11日 開会

平成30年 5月11日 閉会

平成30年 5月11日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
 (諸般の報告)
日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認について〔美幌町税条例の一部を改正する条例制定〕
日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について〔美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定〕
日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町一般会計補正予算(第13号)〕
日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)〕
日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第7号)〕
日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第5号)〕
日程第 9 承認第 8号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)〕
日程第10 議案第60号 平成30年度美幌町一般会計補正予算(第1号)について
日程第11 報告第 8号 専決処分の報告について(町道第251号道路排雪作業中による電話柱支線断線事故の損害賠償)

○出席議員

- | | |
|-----------|--------------|
| 1番 高橋秀明君 | 2番 大江道男君 |
| 3番 新鞍峯雄君 | 4番 上杉晃央君 |
| 5番 稲垣淳一君 | 6番 戸澤義典君 |
| 7番 早瀬仁志君 | 8番 岡本美代子君 |
| 9番 坂田美栄子君 | 副議長10番 吉住博幸君 |
| 11番 橋本博之君 | 12番 中嶋すみ江君 |
| 13番 古舘繁夫君 | 議長14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷耕治君 教育委員会 会長 平野浩司君
教育委員 高木清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 平井雄二君 総務部長 広島学君

民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	総務主幹	小室保男君
庁舎建設主幹	遠國求君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	関弘法君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	多田敏明君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	武田孝司君	農政主幹	佐々木斉君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	以頭隆志君
学校給食主幹	岩田憲次君	社会教育主幹	露口哲也君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館主幹	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	佐藤和恵君
議事係長	橋本勝君	議事係長	新田麻美君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第4回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る5月8日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） [登壇] 平成30年第4回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る5月8日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分の承認7件、補正予算1件、専決処分の報告1件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げまして、議会運営委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告

のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、鈴木農業委員会会長所用のため、欠席の旨届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） [登壇] 本日、

ここに平成30年第4回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定については、地方税法の一部改正に伴い、平成30年度の町税課税のため急を要したこと。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、平成30年度のサービス利用者からの手数料徴収のため急を要したこと。

平成29年度美幌町一般会計補正予算(第13号)については、起債事業費の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第7号)については、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第5号)については、建設事業費の確定に伴う、会計処理などのため急を要したこと。

平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

補正予算について。

平成30年度美幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、フルコンサートグランドピアノ等の備品購入費として、2,473万8,000円。

スポーツ推進アドバイザー任用に係る嘱託職員賃金として、329万9,000円。

農業用機械の導入に対する経営体育成支援事業補助金として、600万円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提出案件の概要説明いたします。

以上、よろしく願いを申し上げます。

◎日程第3 承認第2号

○議長(大原 昇君) 日程第3 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(広島 学君) 議案2ページになります。

承認第2号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるとでございます。

3ページ、専決処分書でございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について、平成30年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月31日でございます。

次に、4ページでございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の1

ページをお開きいただきたいと思います。

資料1でございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定でございますが、今回の改正目的につきましては、地方税法の一部改正による条例改正でございます。

内容は、まず1点目が法人町民税の条例改正でございます。

そのうちの1点目が、外国子会社合算税制の見直しによります合算所得に対応する法人町民税の控除制度の創設を図るものでございます。

法人町民税の2点目といたしましては、法人町民税の納期限延長に係ります延滞金計算期間の適正化を図るための改正でございます。

次に、固定資産税、都市計画税につきましては、劇場あるいは音楽堂などのバリアフリー化など、一定の基準に適合する改修工事を行った場合、3分の1を軽減する特例措置の創設を図るものでございます。

次に、国民健康保険税でございますが、基礎課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるもの。また、軽減措置で5割軽減に係る被保険者数に乗じる金額を現行の27万円から27万5,000円に、2割軽減に係る被保険者数に乗じる金額を現行の49万円から50万円に引き上げる改正でございます。

その他、字句の整理などを行うものでございます。

施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

なお、参考資料の2ページから24ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6 番 戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 2点ほど、御質問

いたします。

1点目が、この法人町民税、固定資産税、それから都市計画税改正ということですが、これらの改正に伴って、関係する、あるいは影響する法人というのは町内にあるのかが1点目であります。

2点目が、国民健康保険税ということで、これは4月から北海道の運営となっております、保険料は道から示される給付金及び給付金を集めるのに必要な標準保険料を参考に、町が保険料率を定めて賦課するとなっておりますと思いますが、今回の改正というのは、これらの事項に関係するのか。それから、今後、激変緩和措置とか、保険料の平準化ということが出てくると思うのですが、それらについては、今後改正する余地が出てくるのかどうかについて、以上2点お願をいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 御質問のありました、まず1点目の法人町民税の改正に伴います美幌町内の法人がどれほど影響があるのかということでございますけれども、法人住民税の納期限延長については、納期限の延長申請等々含めて、該当する法人が出てこようかというように考えてございますけれども、外国子会社合算税制の見直しによります合算所得の控除については、影響する法人はないのかなと考えているところでございます。

それから、固定資産税、都市計画税につきましては、劇場あるいは音楽堂など用途が指定されており、なおかつ、一定のバリアフリー工事に対応するものということであれば、今は、町内で劇場、音楽堂で個人の固定資産税が課税されているものが存在しないだろうと思っておりますので、影響するものは、当面、新しくできたそのあとの改修工事であれば出てこないのかなと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 税務主幹。

○**税務主幹（関 弘法君）** 国民健康保険税の軽減の部分でございますが、北海道移行になるということに伴いまして、あくまでも、課税の税率等を含めまして、その標準的な税額を北海道として示して、それに近い形で町が行っていくという形になりますので、軽減につきましては、あくまでもこの地方税の基準に伴って行っていくということで、現在行っているところでございます。

○**議長（大原 昇君）** 6番戸澤義典さん。

○**6番（戸澤義典君）** 道が決めるということは承知しています。その中で、今後、格差をなくすために、激変緩和措置とか、保険料の平準化というのが、当然、道内の自治体に出てくると思うのですが、それらについては、まだ出てきていないということでしょうか。

○**議長（大原 昇君）** 民生部長。

○**民生部長（高崎利明君）** 今回の国民健康保険税の改正につきましては、先ほど、税務主幹がお話したように、北海道としては都道府県化になりましたけれども、それぞれの市町村に対しまして、納付金を集めるための標準的な税率を示して、あくまでも賦課徴収につきましては、それぞれの市町村が、示された税率等を参考に決定する形になります。

今回、道から示されている金額につきましては、この税制改正の部分を含まないで示されてきておりますので、今後、この限度額の改正に伴って、保険税は若干ふえることが予想されますが、軽減措置の改正によって、軽減世帯もちょっとふえるという形でございますので、その部分については、それぞれの市町村で判断をして、賦課していくという形になります。

激変緩和等につきましては、あくまでも当初予定された納付金の額が算定で示されておりますので、3年間の中で、都道府県が今後の医療費等の水準、伸びを見て、各

市町村に示された納付金は変わりませんが、激変緩和は28年、過去3年の保険税の収入額を参考に、今回示された納付金の標準の税率との差額の分の激変緩和を埋めるために考えてきておりますので、今後、この金額、地方税法がかわれば、今年度ではなく来年度以降の部分で、激変緩和は見直されるかどうかそこまで確認はしておりませんが、そういう形で一応3年ごとに激変緩和を見直して行って、6年後にたくすという考えでの運営計画になっておりますので、今回の部分の地方税法の改正に伴います、町の国民健康保険税の改正につきましては、あくまでも、道から示された納付金を納めるために、地方税法の改正に伴いまして、町の保険税を改正して収入していくという形になりますので、御理解願いたいと思います。

○**議長（大原 昇君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大原 昇君）** これで質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（大原 昇君）** 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第3号

○**議長（大原 昇君）** 日程第4 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○**民生部長（高崎利明君）** 議案の12ページをお開き願います。

承認第3号専決処分の承認について御説

明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

13ページ、専決処分書でございます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について、平成30年度サービス利用者からの手数料徴収のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月30日でございます。

次に、14ページをお開き願います。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の25ページをお開き願います。

資料2、承認第3号関係、条例名は省略させていただきます。

改正の目的でございますが、平成30年度介護報酬基準の改定に伴い、サービス利用者から徴収する手数料を改正するものがあります。

改正内容は、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料を国の介護報酬単価に準じて改正するもので、各サービスごとの改定内容は、26ページから28ページに記載のとおりでございます。

新旧対照表につきましては、29ページから36ページを御参照願います。

根拠法令等につきましては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準で、施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の22ページになります。

承認第4号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

23ページ、専決処分書でございます。

平成29年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について、起債事業費確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月30日でございます。

それでは、専決の内容について、御説明申し上げますので、25ページをお開き

ただきたいと思います。

平成29年度美幌町一般会計補正予算
(第13号)。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算
(第13号)は、次に定めるところによ
る。

今回の補正につきましては、事務事業等
の確定による整理を図ろうとするもので
ございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ1,335万9,000円を追加
し、歳入歳出それぞれ111億4,591万
7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で
御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債
補正により御説明を申し上げますので、3
0ページをお開きいただきたいと思いま
す。

地方債の補正でございます。

この中の上から6段目、除雪車両整備事
業につきましては、ダンプ売り払いにより
収入額が増となったことによります、起債
の減額でございます。

それから、その下、1番下の少人数学級
推進事業につきましては、期限つき教諭の
配置を予定しておりましたが、その必要性
がなかったことによります、全額の減額と
なっております。

それから31ページ、1番上の町民会館
改築事業につきましては、環境省の補助金
額増によります借入額の減でございます。

その他の起債につきましては、事業費等
の確定による減額で、平成29年度の起債
総額につきましては、15億3,237万
2,000円となります。

次に、歳出について御説明を申し上げま
すので、50ページ、51ページをお開き
いただきたいと思います。

2款総務費の4目財産管理費で、庁舎改

築等事業費、積立金2億1,000万円の増
でございますが、本補正の余剰財源の一部
を役場庁舎改築基金に積み立てるもので、
平成29年度末で約7億円の基金残高とい
うことになります。

なお、今補正に係ります各種基金の平成
29年度末残高見込みについては、参考資
料の37ページに添付しておりますので、
御参照いただきたいと思います。

次に、5目企画費でございます。

政策推進事業費、事務事業協力報償11
0万1,000円の減、それから一つ飛びま
して、積立金11万5,000円の減につ
きましては、ふるさと寄附金の平成29年
度の総額が、1,096件2,878万4,00
0円となったことに伴います補正で、最終
額といたしまして、返礼品、報償費が1,3
89万9,000円、積立金が1,488万
5,000円となったところでございます。

次に、7目交通安全費、積立金500万
円でございますけれども、本補正の余剰金
一部で500万円を交通安全推進基金に積
み立てを行おうとするものでございます。

次に、53ページをお願いします。

9目財政調整等基金費、積立金2,841
万2,000円の増でございます。

まず、平成30年3月6日に大空町在住
の市石悦子様より1万円、3月7日に報徳
の大屋委代様より1万円を、それぞれ図書
蔵書に役立ててほしいと御寄附があったも
の、また、平成29年度の雑誌スポンサー
広告料、3社4万4,780円を財政調整基
金に積み立てるものでございます。

また、本補正予算の余剰金の一部、2,8
34万7,000円を減債基金に積み立てを
図るものでございます。

次に、55ページをお願いします。

55ページにつきましては、執行残等の
整理を図ろうとするものでございます。

次に、57ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費の児童福祉
事務費、負担金、子どものための教育・保

育給付費負担金1,480万円の減でございますが、施設給付費であります、主に藤幼稚園に係る負担金の減でございます。

次に、59ページと61ページについては、執行残等の整理を図ろうとするものでございます。

63ページをお願いいたします。

6款農林水産業費の4目農業振興費、農業振興施設等整備事業費469万5,000円の減につきましては、農業用機械大豆コンバイン等を導入の予定をしておりましたが、事業採択とならなかったことによりまず全額の減額でございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、林業推進事業費、補助金、町産材活用促進事業補助金1,052万円の減につきましては、当初、20棟400立米を見込んでいましたが、実績として7棟173立米となったことによりまず減額でございます。

それから、その下の木質ペレットストーブ購入補助金241万3,000円の減につきましては、当初10台を見込んでおりましたが、実績として4台となったことに伴います減額でございます。

その下、積立金28万円につきましては、4町で構成しております北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会、これのJ-VERに基づく配分額として、28万円の交付があったことから、未来への森林づくり基金へ積み立てを図るものでございます。

次に、65ページになります。

7款商工費の2目商工業振興費、起業家支援事業補助金400万円の減につきましては、当初3件分を計上しておりましたが、実績で1件であったため、減額をするものでございます。

それから、その下の店舗リフォーム促進支援事業補助金146万3,000円の減額につきましては、当初17件で計上しておりましたが、実績といたしまして、件数は

20件となりましたが、1件当たりの事業費が減少したことによりまず減額でございます。

次に、67ページになります。

10款教育費の3目教育振興費、学校教育振興事業費589万4,000円の減につきましては、少人数学級に係る配置が不要となったことによりまず減額でございます。

次に、69ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、中学校管理事業の中の積立金、115万4,000円につきましては、美幌中学校林の売り払いに基づくもので、売り払い代金が383万4,000円となったことから、その7割相当額268万4,000円を積み立てるもので、当初計上の差額の計上でございます。

次に、71ページになります。

2目社会教育振興費、芸術文化振興事業費、500万円積立金の増でございますけれども、今補正の余剰金の一部を、芸術文化の振興及び芸術鑑賞事業に当てるため、積み立てを行うものでございます。

次に、73ページでございます。

12款職員給与費、職員給与支給事務費の減のうち、その他手当1,045万2,000円の減につきましては、当初予算で見込んでおりました、災害対応に係る実績が少なかったことによる減が主なものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

36ページにお戻りをいただきたいと思っております。

1款町税でございます。

町民税、個人現年課税分2,399万7,000円の増でございますが、これにつきましては、給与所得の伸び、その下の法人につきましては、建設業等の税割額の増によるものでございます。

2款地方譲与税から39ページ8款の国

有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、交付額確定により増減でございます。

それから、10款地方交付税でございます。

1億6,696万5,000円の増につきましては、普通交付税が36億9,468万9,000円。特別交付税が3億6,696万5,000円で確定したことに伴います増額補正でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

2項負担金の民生費負担金、児童福祉費負担金の下、児童発達支援給付費負担金の増82万円につきましては、利用希望者の増及び移転による受け入れ枠拡大により増額でございます。

13款使用料及び手数料は、利用者数等の確定によるものでございます。

それから、14款国庫支出金及び15款道支出金につきましては、事業費等確定に伴います、補助金等交付金の増減でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

16款財産収入の1項財産運用収入でございます。利子及び配当金、森林組合出資配当金100万円の増につきましては、町の出資金2,500万円に対します4%の配当でございます。

次に、17款寄附金。

47ページになります。

4目の教育費寄附金、学校教育費寄附金の増3万円につきましては、2月27日に町内にお住まいの森谷智子様より、学校教育の充実に役立ててほしいと3万円の御寄附をいただいたものでございます。

18款繰入金でございます。

基金繰入金の財政調整基金及び公共施設整備基金につきましては、今補正に係る財源調整の繰戻しを行うもの、その他につきましては、事業費確定に伴います増減でございます。

20款諸収入の5目雑入、下から五つ目

になります。施設研修費用代の増につきましては、エコハウス利用者の増に伴う補正でございます。

次に、49ページになります。

上から三つ目の森林組合事業割配当金につきましては、森林組合委託事業費の10%相当額の配当金でございます。

その下の職員研修受講助成金67万4,000円につきましては、職員研修に係ります経費について、北海道町村会及び北海道町村振興財団からの助成でございます。

21款町債につきましては、第2表で御説明を申し上げます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 庁舎改築等事業費積立金として2億1,000万円、交通安全対策推進事業費積立金として500万円、財政調整等基金積立金として2,841万2,000円、芸術文化振興事業費積立金として500万円など、この余剰財源から2億5,000万円近くを積み立てしておりますけれども、2億5,000万円近くの余剰財源というのは、平成28年度以前と比べて同等ベースなのかという話と、基金というのはいろいろあると思うのですが、なぜこの4項目の基金に積み立てたのか、特に何か目標があって、例えば、庁舎積立金2億1,000万円積み立てましたが、最終的にいくらまで積み上げたいから今年度はこれだけ、来年度いくら見込んでいると、そういう計画があって、積み立ての項目と積立額というのは決定していると思うのですが、それらの根拠について説明をしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず1点目の、2億5,000万円程度の余剰財源でございますけれども、例年の決算ベースで、

おおむね2億から2億5,000万円の余剰財源が出ておりますので、おおむね例年ベースかなと考えてございます。

それから、今回の余剰財源をそれぞれの基金に積み立てているところでございますが、まず、1点目は特定目的基金、これにつきましては、事業に支障がないような形での計画的な基金の積み立てを行っていくということで考えてございます。

中でも、役場庁舎改築基金について、今回2億1,000万円の積み立てをしているところでございますけれども、おおむねの必要金額については、11億円程度というふうに考えてございます。これを、おおむね32年度末までには積み立てを終えたいということで考えております。

今回、減債基金にも積み立てをしてございます。これにつきましては、目標額については、いくらというのはなかなか難しいのですけれども、今の財政運営計画5カ年の計画の中で、平成34年度の基金残高として、減債基金9.6億円を見込んでございます。今回のもので3億3,800万円程度の現在高ということになりますので、これらに向けては、来年度以降も減債基金の積み立てが必要だろうと考えているところでございます。

減債基金については、37年度以降が大きく起債償還が厳しくなってくるかなということで、それらに向けた積み立てを今から行っていくということで考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私が聞きたいのは、44ページ、45ページの道支出金の中の農林水産業費道補助金の中の林業費補助金のことについて、造林事業補助金の減ということで547万4,000円、その下の未来につなぐ森づくり推進事業補助金の減、258万1,000円。

これは道支出金だから、美幌町が決定するというか、出すほうの都合もあってこうなっているのだろうと思っておりますが、これに関連して65ページの補助金、道支出金がないので、65ページ6款2項、3項に関係するのですかね。道支出金に関して同じような金額がうたわれている中で、差額も多少町が準備しなければいけないものもあつたらうと思っておりますが、このことを含めて、支出金が、くれるものがないからできなかったというのは、単純にわかるのですが、今後、どのような考え方をもちなのか、最終的な結果こういうことですので、この場でお聞かせ願いたいということが大枠で1点。

次に、2点目であります。

同じく45ページの財産収入における立木売払収入のことについてお聞かせ願いたいのですが、これは、美幌町にある山から木を切り出して売ると単純に言えば思っていますので、その中で、一般林売払代の減と、それから学校林売払代の増という2点があります。これは、どういういきさつなのか、例えば、伐採する面積が変わったから、もちろん立木数が減ったからこうなったとか、見越した単価がこうだからこうなんだということで、今回こういう数字が出ていますので、できましたらここをちょっと丁寧に教えていただけないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいま、お尋ねがありました、1点目の造林事業と未来への森づくり事業の関係でございますが、こちらにつきましては、まず造林事業につきましては、近年、北海道の予算の配分が非常に少なくなっているところでありまして、また、これに伴いまして、歳出の方の造林事業についても、事業量を減らさざるを得ない状況にあります。

また、今後につきましては、近年予算の配分が少ないということが続いておりますので、その予算総額の確保について、機会

を捉えて関係団体とともに要望していきたいと考えているところであります。

次に、未来につなぐ森づくり推進事業、こちらの関係であります。こちらにつきましては、増減の理由であります。一つ目が、面積が減ったということ、そして、もう一つ目が、対象となる樹種が変更になったことによるヘクタール当たりの単価がふえたこと。

この二つが重なって総体的には減となっている状況であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 木という意味でまとめて聞いてしまったのですが、学校林関係についてお聞かせ願ひたいのですが、例えば、学校林は、私も先輩から伝え聞いた話ですけども、昔、自治体が貧乏なときがあって、学校の運営にも支障を来す、そういう意味で、学校林というものを通して予算を確保したいという流れがあったとは思っていますが、あえてこれは、どっちに聞いたらいいのかわからないのですが、今、意味があるのかということをお聞かせ願ひたいなという思いで、今、言葉を選びながら喋っているのですが、どう見ても、毎年、森林管理という意味の支出と、育ってから切るのと、時代が少なくとも20年、25年以上経っていることですが、丹念に切ったところに造林をして、お金がかかるということを見た場合に、売払金に経費が追いつかないだろうと思ひます。売り払うのは、20何年前の造林でしたけど、単純にその後、造林したとすれば、立木で売っても経費がかさんでいくのであれば、これは、時代が貧乏な時代のときと違って、一定の財政運営をしているわけですから、そういう意味では、今後どうなるのかなということでお答えできるものがあれば、参考までで構ひませんが、お答え願ひえたらと思ひているところで。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） お尋ねのありました、立木売払の関係でございますが、今回の補正につきましては、議員おっしゃるとおり、面積的には変わりありません。

支出材積いわゆる石高が、ふえたところ減ったところがあって、このような補正になったところであります。

そして、もう一つの、造林に関する経費の関係でございますが、おっしゃるように、非常に増嵩している部分もあります。

しかしながら、この森林の育成、こちらにつきましては、例えば、学校林につきましては木育活動だとか、そういった観点、さらには、町もFSC森林認証をとって、さまざまなカーボンオフセット等に取り組んでいるということもあり、今後を見据えた中で森林環境税と新たな制度も検討されていますので、そういったことで今後についても、積極的に取り組んでまいりたいと思ひておられます。

ただ、おっしゃるように経費の関係もありますので、その辺につきましては、見直しできるものは見直ししながら、今後につなげたいと思ひておられますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これ以上しゃべると、町自体の考え方も聞かざるを得なくなりますが、それは避けるとして、ただ、経費と言っても、その経費のかけ方です。

作業量が減ったときに、かけている経費が妥当なのかということも、ぜひ、研究していただきたいということをお願ひしてやめます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 41ページの住宅使用料で、それぞれの使用料、住宅の部分

と駐車場の部分がふえておりますが、ふえた理由は、いわゆる空き室の入居率が高まってそういうふうになったのか、ほかの要因なのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 町営住宅使用料及び町営住宅の駐車場の使用料につきましては、入居者数が減ったというよりは、年度途中の増減で、当初予算の算定をしたときよりも、予定をしていた増減の幅が少なかったということで、実際には、平成29年4月1日現在の入居者については、716件、駐車台数は326件、平成30年4月1日は706件、320件という入居の状況になってございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そうすると、今の数字から見れば入居率が高まったということではなくて、人の出入りがあって、例えば、所得によって家賃の金額がかわってまいります、そういうことによりプラスになったという理解でいいですか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 最終的には、入居率が高まったという言い方も成り立つかもしれないですけども、入居者が減らなかったということです。予定していたより、減らなかったという言い方になるかと思しますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 先ほどの706件というのは、ことしの4月ということですから、最終補正の段階ですから、そうすると28年度末の入居戸数から見て、29年度の716戸というのは今の説明だと、入居率が高まっているという理解でいいですね。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） そのように理解されて構わないと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第6 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の74ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

75ページでございます。

専決処分書。

平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月30日でございます。

次の77ページをお開き願います。

平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成29年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,038万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,602万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、療養給付費負担金の確定に伴い、国庫支出金及び保険給付費等の実績を見込み減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、86、87ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費の給付見込み額の減少による減額でございます。

その下の4項出産育児諸費につきましては、35件の出産見込みが15件の実績となったことにより、841万6,000円を減額するものでございます。

88、89ページをお開き願います。

8款保健事業費、1項保健事業費115万1,000円の減額につきましては、実績に基づき、がん検診、個別予防接種、子育て世帯禁煙サポート負担金を減額し、脳ドック負担金を増額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、84、85ページをお開き願います。

2、歳入。

2款国庫支出金、3款療養給付費等交付金、5款道支出金につきましては、それぞれ額の確定に伴う増額及び減額でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、補助金の確定に伴い軽減分を842万8,000円減額、支援分を100万1,000円増額し、人件費及び出産育児一時金の精算を行い、一般会計繰入金を1,400万9,000円減額するものでございます。

2項基金繰入金につきましては、療養給付費の減額等に伴い3,223万3,000円を減額するものでございます。

なお、補正後の国民健康保険基金の残高につきましては、参考資料37ページに添付させていただいておりますが、1億9,834万8,000円となります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第7 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の90ページをお開き願います。

承認第6号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

91ページでございます。

専決処分書。

平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第7号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月30日でございます。

次の93ページをお開き願います。

平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第7号）。

平成29年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,130万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,018万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、その他の費用の実績を見込み減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、104、105ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会運営事務費及び介護認定調査事務費とも実績に基づく減額でございます。

2款保険給付費につきましても、1項介護サービス等諸費から、106、107ページの6項その他諸費まで実績見込みによる減額でございます。

108、109ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、介護予防プラン作成件数の確定に伴う委託料と健康教育実施回数の減に伴う賃金の減額でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、成年後見制度利用の町長申し立てに係る経費の確定に伴う減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、100、101ページをお開き願います。

2、歳入。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、決算見込みにより現年度分を1,106万7,000円、滞納繰越分を11万1,000円増額するものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、介護認定審査会経費等の精算に伴い、津別町、大空町からの負担金を減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、介護給付費負担金の確定に伴う増額補正でございます。

2項国庫補助金につきましては、当初7.8%を見込んでおりました調整交付金の交付率が7.2%に確定したことに伴い、1,475万5,000円を減額し、介護保険法改正対応プログラム改修に係る補助金が確定したことから、介護保険事業費補助金を98万円追加するものであります。

3項地域支援事業交付金につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

4款支払基金交付金と次の102ページ、103ページの5款道支出金につきましても、額の確定に伴う補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防・日常生

活支援総合事業費等の実績、低所得者保険料軽減額及び事務費の確定に基づく減額補正でございます。

2項基金繰入金につきましては、介護サービス給付費の減及び保険料増に伴い3,476万6,000円を減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料37ページに添付させていただいておりますが、4,454万5,000円となります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第8 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の110ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、111ページをお願いいた

します。

専決処分書。

平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について、建設事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日につきましては、平成30年3月30日でございます。

内容につきましては、補正予算で御説明いたしますので、113ページをお願いいたします。

平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）。

平成29年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共汚水柵設置工事に係る建設事業費並びに終末処理場維持管理事業費の確定による減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,722万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、116ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限度額を8,700万円から70万円減額いたしまして、8,630万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明を申し上げます。（「省略」と発言する者あり）

以下につきましては、説明を省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第8号

○議長（大原 昇君） 日程第9 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 議案の126ページをお開き願ひます。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、報告し、承認を求めますのでございます。

次のページ、127ページをお願ひいたします。

専決処分書。

平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）について、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日につきましては、平成30年3月30日でございます。

内容につきましては、補正予算で御説明

いたしますので、129ページをお願ひいたします。

平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,408万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げますので、138ページ、139ページをお願ひいたします。

3、歳出。

個別排水処理施設維持管理事業費の減額は、304戸の個別排水処理施設維持管理事業費の確定に伴う執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。（「説明省略」と発言する者あり）

以下につきましては、説明を省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 清掃業務委託料というのは、もう既に個別排水ができ上がって、維持管理に関するものだと私は思っていますので、既存の戸数、過去の、先ほど300を超える数字を言いましたが、新年度のものは、例えば29年やったのは別としても、固定しているものだろうなというふうに思っていますので、法的に清掃というのは決められていますから、それで、この100万7,000円というのは、あ

えて言えば、入札による金額の残なのか、それとも戸数をしなかったということで捉えてよいのか、戸数をしないということは法的な点検業務を無視しているのかどうかという懸念が残りますので、御説明していただければありがたいです。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（石澤 憲君） 浄化槽法に基づきます清掃点検につきましては、法令にのっとりまして実施をしているところでございます。

お尋ねの浄化槽の清掃業務の委託料につきましては、清掃汚泥の量の実績減に伴います減額となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第10 議案第60号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第60号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の141ページになります。

議案第60号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算

（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,463万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ109億4,691万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、150ページ、151ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款の総務費、1目一般管理費につきましては、財源の振りかえを行うための補正でございます。

6款農林水産業費、農業費の補助金、経営体育成支援事業補助金600万円につきましては、事業実施主体が2名の農業者でございますけれども、農業用機械を購入するための補助金でありまして、補助上の上限額300万円2件分の予算計上でございます。財源につきましては、全額道補助金によるものでございます。

続きまして、10款教育費、4項社会教育費、2目社会教育振興費、芸術文化振興事業費でございます。

手数料5万4,000円につきましては、びほーるに購入いたします、スタインウェイ社のフルコンサートグランドピアノに係ります、町主催行事の際の調律手数料として2回分の計上でございます。

次に、3目社会教育施設費、町民会館等管理運営事業費の事務事業協力報償45万9,000円につきましては、今回購入をいたしますピアノに係る協力報償でございますけれども、まず、びほーるの施設調査のための報償費として15万円を、また、同機種のピアノ3台から1台を選定するための報償費として6万円を、それぞれ昭和音楽大学教授への報償費として計上をさせていただきますところでございます。

また、納入後にびほーるでの弾き込みが必要となることから、同じく昭和音大教授

への報償費として24万9,000円、合計で45万9,000円の予算計上でございます。

次に、特別旅費として、1台選定を行う際の職員旅費として8万2,000円を計上しております。

続きまして、教育備品でございますが、先ほども説明をいたしましたスタインウェイ社のフルコンサートグランドピアノ購入費として、2,342万円を、これは輸送費及び据付調整等が入った金額を予定しております。

また、附属する備品といたしまして、椅子、ピアノカバー、運搬車、インシュレーターの購入費として、総額131万8,000円を計上しております。

総額でピアノ購入費として、2,527万9,000円。財源内訳につきましては、芸術文化振興基金、寄附金でございますが、2,148万3,000円、一般財源が379万6,000円でございます。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。

スポーツ推進事業費の増、329万9,000円につきましては、スポーツ推進アドバイザーとして、ソチオリンピック選手でございます、藤村祥子氏を嘱託職員として、4月に任用したことに伴います増額の補正でございます。

次に、148ページ、149ページ、歳入について御説明を申し上げたいと思います。

道支出金、農業費補助金、経営体育成支援事業補助金600万円につきましては、農業用機械購入に係ります補助金でございます。

繰入金、まず、財政調整基金繰入金714万1,000円につきましては、今補正に係ります財源を財政調整基金に求めるものでございます。

その下の芸術文化振興基金繰入金の増、2,148万3,000円につきましては、

ピアノ購入に係る繰り入れを行うものでございます。

なお、今補正に係ります平成30年度末基金予定残高を参考資料の38ページに添付しているところでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 151ページの経営体育成支援事業補助金600万円ということで、2件分というふうに聞いておりますけれども、これは、実際に申請する場合、補助率がどういうふうになっているのかという、その内容を御説明いただきたいと思っております。

2点目は、町民会館等の教育備品の購入の件でございますけれども、今回、ドイツのスタインウェイ社のフルコンサートグランドピアノを購入するということですが、美幌で購入するものと同程度のピアノが、オホーツク管内にどの程度整備をされているのかということと、美幌で購入しますから、やはり高額なグレードの高いピアノということで、今後の利用者がふえてくること等も考えられます。

その使用料等の料金設定に当たって、利用がふえてきて、使い勝手が悪くなるようなことも想定されますので、その辺の使用料金の決定に当たって、検討とか配慮をしながらいつぐらいまでに料金設定をなされるのか、その辺についてお尋ねしたいと思っております。

○議長(大原 昇君) 経済部長。

○経済部長(矢萩 浩君) 1点目にお尋ねございました、農業用機械の購入補助の関係でございますが、こちらにつきましては、補助の対象者が2件ということでございます。

そして、それぞれの機械の購入にかかる事業費、これらのうち取得価格の10分の

3以内及び物件取得価格の最大300万円ということでございますので、それぞれに対して300万円を助成しようとするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） スタインウェイ社同程度のピアノの管内の導入状況でございますが、管内の導入といたしましては、北見市の芸術文化ホール、それから網走市オホーツク文化交流センター、紋別市の紋別市民会館、湧別町の文化センターでの導入ということになっております。

それと、利用料の関係でございますが、利用につきましては、多くの方に利用していただきたいと考えているところでございまして、近隣の同じスタインウェイ社のピアノの導入の状況等も勘案いたしまして、これから決定していきたいというふうに考えておりますが、9月1日がオープン予定ということでございますので、それまでに規則の方で定めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そうすると、美幌で5台目の同程度のピアノが入るということで、近隣のピアノの使用料金というのがどの程度かということを、私は申しわけないですが調査していませんけれども、いずれにしても、現在あるピアノの使用料金よりは、高額なピアノということで料金的には高い設定になるのだと思うのですが、他市町村がどのようになっているのかわからないですけれども、よく町内で利用する場合と、町外で利用する場合で、料金格差を設けることもありますので、そういう実情などもよく調査されて、特に町民の方が利用するときに、外からたくさん利用されて利用がしづらいついたことのないように、最終的に料金決定に当たって、近隣町村の現在の料金設定の中身だとかを十分精

査されて、検討されると思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民会館建設主幹。

○町民会館建設主幹（齊藤浩司君） 導入後の利用料につきましては、管内の調査はもちろんですが、今回1,128名の多くの寄附金をいただいておりますので、町のルールにのっとり利用料を算定しますが、現在のピアノは1日2,000円となっております。

より多く、例えば、1時間当たりの利用料金とか、利用しやすい単価、また、町内町外の利用単価についてもこれから研究して設定してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 151ページの今のピアノの話であります。

特に、町長にお聞かせ願いたいのですけれども、今回の予算の額をみた場合に、私の計算で言えば、町の持ち出しが約380万円で今年度は終わるかと思っている中で、町長が真剣になられて、対応が早かったことに対しては、高く評価すべきだと思っておりますが、少なからず、まだ議決は終わっていませんが、議決をいただいたあとに、多額の寄附をいただいた方々も含めて、今後の予定等という意味で、その思いも実現する、具現化するわけですから、御連絡含め、今後こうの方々、まだ議決は終わっていませんが、議決をいただいたとすれば、感謝の意を込めて、予定等を発信すべきでないかと思うところですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） お答えをいたしたいと思います。

このたびは、お2人の方からそれぞれ1,000万円という多額の御寄附をいただ

き、また、びほ一るにフルコンサートピアノを要望する会においては、1,126名の方の署名をつけて148万3,780円の御寄附をいただきました。

そのことによって、私どもはなるべく早いうちに、これを購入しなければいけないと思い立ちまして、今回提案させていただいているのでありますけれども、この多額の寄附については、本当に心から感謝を申し上げたいと、そのように思っているところでございます。

びほ一るが建設以来、皆さんに愛されて、本当に多くの皆様に利用していただいております。これが、フルコンサートピアノが設置されることによりまして、さらに多くの皆様に愛されて、利用していただけるのではないかと考えております。

そうしたことから、この後についても、きょう御決定をいただければ、それぞれの皆様に御報告をしたいと、そのように思っておりますし、また、本当に多額の御寄附をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げまして、御提案をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願ひしたいとそのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号平成30年度美幌町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 報告第8号

○議長（大原 昇君） 日程第11 報告第8号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第8号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成30年第4回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員